

道路法等の一部を改正する法律案要綱

第一 道路法の一部改正

一 高架の道路の路面下の占用基準の緩和

高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものの道路の占用については、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであるとの基準にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができるものとすること。

二 道路の占用における入札制度の導入

1 道路管理者は、道路の占用の許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる入札対象施設等について、入札占用指針を定めることができるものとすること。

（第三十九条の一関係）

2 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、その入札占用計画が適当である旨の

認定を受けるための入札（以下「占用入札」という。）に参加するため、これを道路管理者に提出することができるものとすること。

（第三十九条の三関係）

3 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、基準に該当すると認めるものに対しては、占用入札に参加することができる旨を通知するものとし、当該通知を受けた者を参加者として、占用入札を実施し、最も高い占用料の額をもつて申し出た参加者を落札者として決定するものとすること。ただし、効率的な道路の管理の観点から適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することができるものとすること。

（第三十九条の四関係）

4 道路管理者は、落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適正である旨の認定をするものとし、認定を受けた者（5において「認定計画提出者」という。）は、認定を受けた入札占用計画（5において「認定入札占用計画」という。）を変更しようとすること。場合には、道路管理者の認定を受けなければならないものとすること。

（第三十九条の五及び第三十九条の六関係）

5 認定計画提出者は、認定入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置しなければならないものとし、道路管理者は、認定入札占用計画に基づき道路の占用の許可の申請があつた場合においては、道路の占用の許可を与えるものとすること。

（第三十九条の七関係）

6 罰則について所要の規定を設けるものとすること。

（第九十九条及び第一百条関係）

三 道路の立体的区域の適用対象の拡大

道路管理者は、道路の新設又は改築を行う場合以外の場合においても、道路の立体的区域を定めることができるものとすること。

（第四十七条の七関係）

四 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 道路整備特別措置法の一部改正

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わつて、第一の二により入札占用指針を定めること等を行うものとすること。

（第八条第一項及び第十七条第一項関係）

二 機構は、法第八条第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う場合において

、道路の占用の許可に係る申請書の記載事項の確認その他の国土交通省令で定める事務を、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社（以下「会社」という。）に委託しなければならないものとすること。

（第八条第七項及び第八項関係）

三　会社が管理する高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、平成七十七年九月三十日以前でなければならないものとすること。

（第二十三条関係）

四　罰則について所要の規定を設けるものとすること。

（第五十七条関係）

五　その他所要の改正を行うものとすること。

第三　都市計画法及び都市再生特別措置法の一部改正

一　道路の新設又は改築を行う場合以外の場合や、都市計画施設である道路以外の道路の整備を行う場合においても、道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、地区整備計画等において、当該道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができるものとすること。

（都市計画法第十二条の十一関係、都市再生特別措置法第三十六条の二関係）

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正

一 機構の業務として、国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることを追加するものとすること。
（第十二条関係）

二 協定及び業務実施計画の記載事項として、特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で国土交通省令で定めるものの更新に係る工事等をいう。以下同じ。）の内容を追加するものとし、当該業務実施計画の認可基準として、特定更新等工事により、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなると見込まれるものであることを追加するものとすること。
（第十三条及び第十四条関係）

三 機構は、平成七十七年九月三十日までに解散するものとすること。
（第三十一条関係）

四 その他所要の改正を行うものとすること。

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第一（三を除く。）及び第二（三を除く。）は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を定めるものとすること。

（附則第二条及び第三条関係）

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとすること。
（附則第四条関係）

四 その他所要の改正を行うものとすること。

（附則第五条から第七条まで関係）